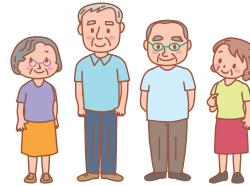




都営住宅・区営住宅にお住まいの皆さんへ



コロナ関連の給付金・協力金は、家賃を決める際の所得から除外できる



国交省が見解

区・都の判断で

コロナ関連給付金により家賃が倍増

国や東京都の新型コロナウイルス感染症関連の給付金や協力金等は事業継続の命綱となっています。しかし、これらが課税対象となっているため、給付金や協力金等を受け取ったことで区営住宅や都営住宅の家賃が引き上げられ、「家賃が倍になった」「受け取らなければ事業継続はできないのに何のための給付金や協力金なのか」などの声が寄せられています。



▲4月7日 東京都知事宛の申し入れを手渡す日本共産党都議団

都・区へ要望書を提出

日本共産党の都議団や国会議員団と情報共有し、ヒアリングを重ねてきました。4月6日、日本共産党都議団が公営住宅の家賃について国土交通省にヒアリングをおこなったところ、国土交通省・住宅局の担当者は「継続的収入とすることが著しく不適切であれば、家賃を決める際の算入対象にあたるかどうかについては各公共団体で判断できる」との見解を示しました。極めて、大事な認識です。そのことを受け、東京都知事および中野区長に対し、要望をおこないました。以下、要望の概略です。



▲4月12日 中野区長に対し、要望書を提出する日本共産党中野区議団

要望①

「新型コロナウイルス感染症関連の給付金や協力金等は、一時的な収入であり継続的収入とすることが著しく不適切である」と、東京都および中野区として判断し、都営住宅および区営住宅の家賃を決める際の収入算定から除外すること。

要望②

公営住宅の入居者が提出する「収入申告書」に、収入金額とあわせて新型コロナウイルス感染症対策としての給付金や協力金等の受給額を記入できるように様式の改善をおこなうこと

要望③

すでに、新型コロナウイルス感染症対策としての給付金や協力金等を収入として認定し家賃が決められた方に対しては、その相当額を返金もしくは翌月以降の家賃で整合性を図ること

